

ふれあいネットワーク



# 社協だより

第119号

令和5年10月1日

編集・発行

社会福祉法人 六ヶ所村社会福祉協議会  
六ヶ所村大字平沼字二階坂92-7  
(六ヶ所村老人福祉センター内)  
TEL 75-3000・75-2292 FAX 75-2292

命取り組んでいました。ご参加いただいた皆さま、誠にありがとうございました。



## ボランティアスクール

7月25日・26日の2日間、六ヶ所村地域交流ホームにおいてボランティアスクールを開催しました。村内の小学校4年生から中学校3年生までを対象とし、12名の児童・生徒にご参加をいただきました。六ヶ所村役場地域包括支援センターの保健師より、高齢者についての講話と、実際に80歳の身体を体験する高齢者疑似体験及び車椅子の操作を実践していただきました。身体を思うように動かすことができなかったり、物の見え方の



日本原燃労働組合ボランティア様

また、当日は日本原燃労働組合の皆さまにはボランティアで、大会運営の設営から片付けまでご協力いただきました。誠にありがとうございました。

## 第29回六ヶ所村障がい者レクリエーション大会

7月26日(水)六ヶ所村地域交流ホームにおいて、第29回六ヶ所村障がい者レクリエーション大会が開催されました。ボランティアスクールに参加した児童・生徒と村内の障がい者有する方々が一緒に、グラウンドゴルフやビンゴ大会を楽しみました。

## 福祉資金のご活用を

### たすけあい資金

社協では、低所得世帯等を対象に、応急の費用に困る方に無利子で資金を貸付します。

対象者は社協で必要と認めた方で保証人が必要です。  
(※なお、本資金は寄附金等村民の善意のお金を原資として貸付しています。)  
借入れについては社協、地区民生委員までお申し込み下さい。

### 生活福祉資金

村社協では県社協より委託を受け、低所得世帯等を対象に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るために資金を貸付しています。  
資金の種類により貸付条件、貸付限度額(特別枠)添付書類等が異なりますので、詳しくは社協、地区民生委員までおたずね下さい。

### ◇たすけあい資金

| 資金の種類                       | 償還期間           | 貸付限度額     | 償還方法   |
|-----------------------------|----------------|-----------|--------|
| 生活保護立替金<br>自立更正資金<br>応急援助資金 | 貸付日より<br>6カ月以内 | 50,000円以内 | 分割又は一括 |

### ◇生活福祉資金

| 資金の種類      |                                                                    | 貸 付 条 件                                                   |                      |                       |                                              |                                |
|------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|----------------------|-----------------------|----------------------------------------------|--------------------------------|
|            |                                                                    | 貸付限度額                                                     | 据置期間                 | 償還期限                  | 貸付利子                                         | 保証人                            |
| 総合支援資金     | 生活支援費※1<br>・生活再建までの間に必要な生活費用                                       | (二人以上)<br>月20万円以内<br>(単身)<br>月15万円以内<br>貸付期間:12ヶ月以内       | 最終貸付日<br>から<br>6ヶ月以内 | 据置期間<br>経過後<br>10年以内  | 保証人あり<br>無利子<br>保証人なし<br>年1.5%               | 原則必要<br>ただし、<br>保証人なしでも<br>貸付可 |
|            | 住居入居費※1<br>・住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用                                     | 40万円以内                                                    | 貸付けの日<br>から<br>6ヶ月以内 |                       |                                              |                                |
|            | 一時生活再建費※1<br>・生活を再建するために、一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用               | 60万円以内                                                    |                      |                       |                                              |                                |
| 福祉資金       | 福祉費<br>・日常生活を送る上で、または自立生活に資するために、一時的に必要と見込まれる費用                    | 580万円以内                                                   | 貸付けの日<br>から<br>6ヶ月以内 | 据置期間<br>経過後<br>20年以内  | 保証人あり<br>無利子<br>保証人なし<br>年1.5%               | 原則必要<br>ただし、<br>保証人なしでも<br>貸付可 |
|            | 緊急小口資金※1<br>・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用                     | 10万円以内                                                    | 貸付けの日<br>から<br>2ヶ月以内 | 据置期間<br>経過後<br>12ヶ月以内 | 無利子                                          | 不要                             |
| 教育支援資金     | 教育支援費<br>・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費                  | (高校)<br>月3.5万円以内<br>(高専・短大)<br>月6万円以内<br>(大学)<br>月6.5万円以内 | 卒業後<br>6ヶ月以内         | 据置期間<br>経過後<br>20年以内  | 無利子                                          | 不要<br>世帯内で連帯<br>借受人が必要         |
|            | 就学支度費<br>・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費                   | 50万円以内                                                    |                      |                       |                                              |                                |
| 不動産担保型生活資金 | 不動産担保型生活資金<br>・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金            | ・土地の評価額の70%程度<br>・月30万円以内<br>・貸付期間:※2                     | 契約終了後<br>3ヶ月以内       | 据置期間<br>終了時           | 年3%<br>又は<br>長期プライム<br>レートのお<br>いづれか<br>低い利率 | 必要<br>推定相続人の<br>中から選任          |
|            | 要保護世帯向け<br>不動産担保型生活資金<br>・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 | ・土地及び建物の評価額の70%程度<br>・生活扶助額の1.5倍以内<br>・貸付期間:※2            |                      |                       |                                              | 不要                             |

※1…生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の利用を要件としています。  
※2…借受人の死亡時までの期間又は貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間。

社協だよりの発行には、共同募金の配分金が使われております。





・三位  
老部川・尾駱浜・尾駱チーム

・二位  
庄内・千歳平・千歳チーム

・優勝  
泊チーム

から片付けまでご協力いただきました。誠にありがとうございました。大会競技の結果は次のとおりです。



### 第35回六ヶ所村高齢者スポーツ大会開催

去る8月30日（水）

大石総合体育館において、第35回六ヶ所村高齢者スポーツ大会が開催されました。村内の老人クラブが4チームに編成され、お互いが協力しながらチーム優勝を目指して競技に取り組みました。

また、日本原燃労働組合の皆さまにはボランティアで、大会運営

### 善意の寄附

・六〇、〇〇〇円  
六ヶ所村スポーツ協会  
（ゴルフ協会より）  
会長 久保 勝廣 様

・五〇、〇〇〇円  
三葉流  
家元 三葉 秀寿 様



三葉流 家元 三葉秀寿 様



久保会長 様（右）より橋本会長へ、ゴルフ協会田村会長 様（中央）

次の方々から、心温まるご寄附を頂きました。善意による寄附金は、福祉基金として積み立て災害時等に活用させていただきます。誠にありがとうございました。

### 第28回上北郡シニアグラウンドゴルフ大会

7月21日（金）、横浜町三保野公園において第28回上北郡シニアグラウンドゴルフ大会が開催されました。成績は次のとおりです。

団体の部

優勝 六ヶ所村 651 打

第二位 野辺地町 658 打

第三位 七戸支部 669 打

個人の部

優勝 橋本兼次郎 様（六ヶ所村） 56 打

第五位 太田 清 様（六ヶ所村） 59 打



# 赤い羽根共同募金

## 10月1日よりはじまります



令和5年度  
六ヶ所村目標額

# 2,210,000円

赤い羽根共同募金は、民間の社会福祉事業を支援するための募金として「社会福祉事業法」に位置づけられ、全国一斉に展開されています。

みなさまからお寄せいただく寄附金は、地域福祉の充実のために役立てられています。

令和4年度募金運動により、六ヶ所村社会福祉協議会に1,560,000円が配分されました。配分金は次のように使われています。（令和5年度使用分）

|                 |            |
|-----------------|------------|
| ○老人福祉活動費        |            |
| 一人暮らし等ふれあい食事会   | 1,030,000円 |
| ○福祉育成・援助活動費     |            |
| 福祉チャリティーショー事業費  | 120,000円   |
| 障がい者レクリエーション事業費 | 130,000円   |
| 広報活動費（社協だより）    | 280,000円   |
| 計               | 1,560,000円 |

ご家庭で、職場で、学校で、共同募金はいつでも、どこでも参加できるボランティア活動です。  
今年もみなさまのご協力をお願いします。



10月1日▶12月31日

共同募金への寄附金には税の特典があります。

- 会社など法人の寄附金は、全額損金算入できます。
- 個人の寄附金は、所得税控除の対象になります。
- 共同募金運動期間以外も寄附金を取り扱っています。

